

「スライド特約条項」に係る特記仕様書

本契約は、スライド特約条項（以下、「スライド条項」という。）を適用する契約である。

- 1 本契約におけるスライド条項を適用する業務は仕様書「5 業務内容」に定める清掃業務とする。
ただし、下記に掲げる作業内容は除くものとする。

(1) 札幌駅前通地下歩行空間

ア 日常清掃

区分	項目	作業内容
地下歩道（扉）	床以外	扉ガラス部分拭き
階段（扉）	床以外	扉ガラス部分拭き

イ 定期清掃

区分	項目	作業内容
地下歩道	硬質床	撥水剤塗布
階段	硬質床	撥水剤塗布
エレベーター	硬質床	ワックス仕上げ（2 層）
エレベーター	床以外	壁面等清掃
トイレ	硬質床	撥水剤塗布
トイレ	床以外	壁面等清掃
防災センター	弾性床	ワックス仕上げ（2 層）
地下歩道側溝		側溝清掃
スルーホール（8 箇所） （内部、外部）	仮設足場 不要	洗浄（両面）（作業方法は窓ガラス洗浄に準じる。）
排気塔（3 箇所）		外部清掃
ルーバー（通路天井部分）		天井清掃
金属パネル（広場、ビル接続部 天井、その他）		天井清掃
上屋	仮設足場 不要	洗浄（両面）（作業方法は窓ガラス洗浄に準じる。）
光壁	仮設足場 不要	洗浄（両面）（作業方法は窓ガラス洗浄に準じる。）
柱・コルトンボックス		柱・コルトンボックス清掃

(2) 西 2 丁目地下歩道

ア 日常清掃

区分	項目	作業内容
地下歩道（扉）	床以外	扉ガラス部分拭き
防災センター（前室）	床以外	扉ガラス部分拭き

イ 定期清掃

区分	項目	作業内容
地下歩道（定期清掃）	硬質床	撥水剤塗布
階段	硬質床	撥水剤塗布
エレベーター	硬質床	ワックス仕上げ（2 層）
エレベーター	床以外	壁面等清掃
トイレ（従業員トイレ）	硬質床	撥水剤塗布
トイレ（従業員トイレ）	床以外	壁面等清掃
防災センター（前室）	硬質床	撥水剤塗布
防災センター（事務室）	硬質床	ワックス仕上げ（2 層）
地下歩道側溝		側溝清掃
接続部側溝		側溝洗浄
天井		天井清掃
ガラス面	仮設足場不要	洗浄（両面）（作業方法は窓ガラス洗浄に準じる。）
排気塔（1 箇所）		外部清掃
柱・コルトンボックス		柱・コルトンボックス清掃
壁面		壁面清掃
エスカレーター（2 基）		ベルト洗浄・側面パネル等洗浄・床板カバープレート付着物除去

2 本契約における契約変更前の本市積算時の適用労務単価は、次のものをいう。

- (1) 清掃員 A : 16,000 円
- (2) 清掃員 B : 12,700 円
- (3) 清掃員 C : 11,600 円

スライド条項に基づき 2 回目の変更を行う場合は、本市が直接のスライド条項に基づき契約金額の変更を行った際に示す適用労務単価とする。

3 スライド条項に基づく契約金額の算出方法は次のとおりとする。

次の(1)～(3)に示す金額は、消費税及び地方消費税額を控除した金額とする。

- (1) 変更金額（以下、「スライド額」という。）
本市積算による算出とする。

基準日時点の労務単価にて算出した本市の積算金額に契約当初の落札率（小数点第7位切上げ）を乗じて得た金額（1円未満の端数切捨て）から、契約変更前の契約金額を控除した金額について、契約変更前の契約金額の1/100（1円未満の端数切捨て）を超える金額を、スライド額とする。

なお、スライド額は労務単価の変動に伴う直接人件費、直接物品費、業務管理費及び一般管理費等に係る積算額であって、その他の積算額の変更は行わない。

(2) スライド額の算出式

$$S = X^2 - X' - (X' \times 1/100)$$

$$\text{ただし、} X^2 - X' > (X' \times 1/100)$$

S : スライド額

X' : 契約変更前の契約金額

X^2 : 基準日時点の労務単価にて算出した X' に相当する金額

($X^2 = \alpha \times \beta$ (α : 落札率、 β : 札幌市積算額))

(3) 変更後の契約金額

変更前の契約金額に上記の方法にて算出したスライド額を加算した金額

4 契約変更

上記3(3)により算出した変更後の契約金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1円未満の端数切捨て）を新たな契約金額とし、契約変更を行う。